

【答申の概要】 <諮問第180号> 情報公開審査会に諮問された特定の事案において実施機関が提出した特定の意見書の記載根拠等に係る非開示決定（存否応答拒否）に対する異議申立て

件名	情報公開審査会に諮問された特定の事案において実施機関が提出した特定の意見書の記載根拠等に係る非開示決定（存否応答拒否）に対する異議申立て
本件対象文書	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施機関が、平成 24 年 9 月 13 日付け「意見書」（教学第 4123 号）で援用している「電子県庁課によると、県には 1 日 1 万通以上のメールが来るがそのうち半数以上がスパムである」との具体的数値・根拠が記載された文書（請求 1） 2 届いたメールがスパムか否かを判断する基準を記載した文書及び判断主体に関して定めた文書（請求 2） 3 照会をした教育委員会の公務員及び回答をした電子県庁課の公務員の所属・氏名が判明する文書及び照会日・回答日が判明する文書（請求 3） 4 スпамメールが原因で県の業務に支障が生じた際に作成された報告書（日誌）及び再発防止のために採った処置が記載されている文書（請求 4）
非開示理由	条例第 10 条（存否応答拒否）
実施機関	静岡県教育委員会（学校教育課）
諮問期日	平成 24 年 11 月 30 日
主な論点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件対象文書の特定は妥当か。 ・ 本件対象文書の存否を明らかにすることが、非開示情報を開示することになるか。

審査会の結論

静岡県教育委員会の決定は、妥当である。

審査会の判断

1 本件対象文書の特定の妥当性について

実施機関は、請求 1 から請求 4 までの対象公文書は、実施機関の発出した文書に関連した不可分のものであると判断して本件処分を行った。

これに対して、異議申立人は、請求 2 及び 4 については、実施機関が発出した文書の記載とは無関係な一般的なことについての開示請求であり、本来は知事の管轄である県の業務全般についての開示請求をしているのに、実施機関が処分をしていることから、請求者の請求を誤解した可能性があり、また、異議申立人が、本件に係る開示請求に先立って、実施機関に対して別件で開示請求をし、それに対して異議申立てを行っているということを追加で判断したために本件処分がなされたのであれば、何人がどのような請求をしても全く同じものが出てくるという、情報公開条例の本質に反する決定であるといわざるを得ない、としている。

異議申立人が主張するように、開示請求者の属性を考慮することは公文書開示制度の趣旨に反するが、本件における開示請求書の「開示請求に係る公文書の名称又は内容」欄の記載をみると、冒頭に記載された請求 1 は、実施機関が特定の意見を援用している審査会宛の意見書の存在を前提としたものであることは明らかであり、請求 1 に続けることなく 3 番目に記載された請求 3 も、照会行為に係る限定もなく「照会をした」との記載から始まっているので、請求 1 と関連するものと解するのが合理的である。また、残りの請求 2 及び請求 4 も、請求 1 で実施機関が援用しているとする意見中の用語を含んだものであり、かつ、請求 1 及び請求 3 と同一の請求書に記載されていることから、請求 1 と関連するものであると解することは不合理ではなく、本件処分時における実施機関による本件対象文書の特定は妥当でないとはいえない。

2 存否応答拒否の適否について

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第7条第5号に規定する非開示情報を開示することになるとの理由で、条例第10条に該当するとして、本件処分を行っている。

上記のとおり、請求1から請求4までが、実施機関が特定の意見を援用した意見書を審査会に提出した事実を前提としたものであるといえるのであれば、当該意見書に係る事案は、本件処分を行った時点でも審査会において審議中であつたため、本件対象文書の存否について答えることは、条例第26条の規定に基づきその調査審議に係る手続及び公文書は公開しないとされている審査会で審議中の事案において、特定の意見を援用した意見書を実施機関が提出した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものである。これは、実施機関が審査会に提出した意見書の内容を、非公開とされている審査会の調査審議手続の途上で明らかにする結果をもたらすものと認められる。

以下、本件存否情報の条例第7条第5号該当性について検討する。

審査会の審議手続において諮問庁が提出する意見書は、異議申立人が不服を申し立てた点についての主張を内容とするものであり、特定事案の特定時点における異議申立人の主張や審査会が設定した論点を踏まえて作成される。このため、審査会で審議中の事案における意見書の内容が公にされた場合、一定の文脈におけるものであることが理解されずに、諮問庁の一般的な見解であるかのように受け取られるおそれがあるだけでなく、非公開とされている審査会の審議手続の過程において斟酌、考慮すべき事情として検討している事項等を推測することが可能となり、審議手続の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申に対する信頼性を低下させることになるおそれもある。

したがって、本件存否情報を明らかにすると、諮問庁が開示、非開示に関する率直な主張を内容とする意見書の提出を躊躇したり、審査会に対する外部からの圧力や干渉を招いたりする結果、審査会における正確な事実の把握や率直な意見の交換が不当に妨げられたり、意思決定の中立性が不当に損なわれたりするおそれがあると認められるため、条例第7条第5号に該当するといえる。

以上のことから、本件対象文書の存否を答えることは、条例第7条第5号に該当する非開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した実施機関の判断は妥当であつたと認められる。